

平監第 24 号
令和7年8月8日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 小田桐 正 和

令和6年度経営健全化に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度平川市水道事業会計経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第 2 審査の期間

令和 7 年 7 月 31 日から同年 8 月 8 日まで

第 3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率 名	令和 6 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

【参考】

資金不足がない場合は「—」を記載している。

令和 6 年度平川市下水道事業会計経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第 2 審査の期間

令和 7 年 7 月 31 日から同年 8 月 8 日まで

第 3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率 名	令和 6 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

【参考】

資金不足がない場合は「—」を記載している。